印紙

様式第９号(第4条関係)

賃 貸 借 契 約 書

　１　件　　名

　２　契約番号　　　　第　　　　　　　　　　　号

　３　履行場所

　４　履行期間　　　　自　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日

　５　契約金額　　　　金 　　　　　　　　　　　円

　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　　　　　　円

　６　契約保証金　 　　　　 金　　　　　　 　　　　円

 ７ 保守契約を 　　　　　 含む ・ 含まない

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の電子署名又はその合意を証する者の電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。）

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　（発注者）　住所　奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　黒滝村

黒滝村長　　　　　　　　　　　　　 （印）

　　　　　　　　　　（受注者）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　 　　　　　　　　　　　（印）

　（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の仕様書、図面及び明細書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、仕様書及び明細書を内容とする機器等の賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、仕様書に記載する機器等を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、賃貸するものとし、発注者は、その賃貸借料金を支払うものとする。

３　機器等を納入（設置）及び撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

７　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（法令上の責任）

第２条　受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

　（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、機器等を第三者に転貸又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、当該契約を履行するに当たり、知り得た情報や秘密及び発注者から引き渡された個人情報をはじめとするすべての情報や関係資料(以下「委託情報」という。)について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。また、受注者は、その使用人に対し、当該秘密の保持に必要な一切の措置を講じなければならない。使用人との雇用関係が終了した後においても同様とする。

２ 他の条文で定めるもののほか、受注者が秘密又は個人情報を漏洩等したことにより、発注者が第三者に対して損害賠償を支払わなければならなくなったときは、受注者はその額を補償しなければならない。

　（納入（設置）の確認及び引き渡し）

第５条　機器等の引渡しの日は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

２　受注者は、機器等を頭書の履行場所に納入（設置）し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

３　発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、機器等が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

４　受注者は、前項の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることができない。

５　第3項の場合において、確認に直接要する費用は、受注者の負担とする。

６　発注者は、第3項の確認終了後、受注者が機器等の引渡しを申し出たときは、直ちに当該機器等の引渡しを受けなければならない。

７　受注者は、機器等が第3項の確認に合格しないときは、直ちに機器等の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

（納入（設置）費用等の負担）

第６条　この契約に基づく機器等の納入（設置）及び撤去その他この契約を履行するために要するすべての費用は、受注者の負担とする。

２　前項の場合で、万一撤去を遅滞した場合は、発注者は受注者に代わり撤去し、その費用を受注者に請求するものとする

３　第１項の規定に係らず、納入（設置）及び撤去に必用な電気料金については、発注者の負担とする。

　（契約の変更）

第７条　発注者は、契約内容を変更する必要が生じたときは、発注者と受注者とが協議して受注者の承諾を得なければならない。

（履行遅延の場合における延滞金）

第８条　受注者の責に帰すべき事由により履行期間の始期に機器等の借受けることが出来ない場合においては、発注者は、延滞金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の延滞金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の総額が1,000円未満のものについては、これを免除する。）とする。

　（技術指導）

第９条　受注者は、発注者から依頼があったときは、機器等の取扱について必要な指導を行わなければならない。

２　前項に要する費用は、仕様書に定めるところによる。

　（管理義務）

第10条　発注者は、善良なる管理者の注意をもって、機器等を使用管理しなければならない。

２　発注者がその責に帰すべき事由により機器等に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対し賠償を請求することができる。

（発注者の通知義務）

第11条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に受注者に協議をするものとする。

（１）機器等の一部を取替え若しくは改造し、又は機器等に他の機械器具を取付ける必要が生じたとき。

（２）機器等を履行場所から移転させるとき。

（賃貸借料の支払）

第12条　受注者は、会計年度ごとに発注者の指示する手続に従って賃貸借料の支払を請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

３　受注者の責めに帰すべき事由により、機器等が良好に使用できなかったときは、第１項の規定により受注者が請求できる賃貸借料は、当該使用できなかった日数に係る額を差し引いた額とする。

４　発注者の責に帰すべき事由により、第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額（計算して求めた総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第13条　発注者は、引き渡された機器等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の取替えによる追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）追完が不能であるとき。

（２）受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）機器等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第14条　発注者は、契約の履行が終了するまでの間、次条、第16条、第17条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、次条、第16条、第17条又は第18条の規定により、発注者がこの契約を解除した場合はこの限りでない。

３　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第15条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、機器等の引渡しをすべき期日を過ぎても引渡しを行わないとき又は引渡しの見込みがないとき。

（２）正当な理由なく、第5条第7項の修補又は取替え、又は第13条第１項の追完がなされないとき。

（３） 受注者が契約の履行にあたり、発注者の職務の執行を妨げたとき。

（４） 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第16条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第3条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。

（２）この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

（８）第20条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（９）委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

（暴力団排除に係る解除）

第17条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは､直ちにこの契約を解除することができる。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方が第1号から第５号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）受注者がこの契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、第１号から第５号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

　（談合等による解除）

第18条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条及び第８条の２の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第７条の２第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　第15条各号、第16条各号、第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第15条から前条までの規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第20条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

３　受注者は、第１項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、その損害が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第22条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって賠償額に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴することができる。

（１）引き渡された機器等に契約不適合があるとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

３　第１項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

（違約金）

第23条　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。

（１）第15条、第16条、第17条、第18条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

４　受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の契約金請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

（損害賠償の予定）

第24条 受注者は、受注者（受注者を構成員とする事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して第18条に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額以上の額を損害賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって損害賠償金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。ただし、同条第1項第１号、第２号又は第３号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日付け公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につきなお請求することを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（契約不適合責任期間等）

第25条 発注者は、引き渡された機器等に関し、第5条第6項の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（損害保険）

第26条　受注者は、自己の責任において、機器等に損害保険を付保するものとする。

（機器等の点検）

第27条　受注者は、発注者の承認を得て、機器等の履行場所に立ち入ることができる。この場合において、受注者は、必ず身分を証明する証票を呈示しなければならない。

（保守）

第28条 受注者は、本契約が保守を含む場合にあっては、発注者が機器等を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

２ 受注者は、保守を実施する場合にあっては、その方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

３ 発注者は、機器等の保守管理に必要な電気料金を負担する。

（賠償金等の徴収）

第29条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

　（黒滝村契約規則等の遵守）

第30条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、黒滝村契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（規定外の事項）

第31条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。